別紙第７号書式　（昭41蔵令17・全改、昭54蔵令１・平30財令24・一部改正）

交　付　要　求　書

要求先の執行機関　　年　月　日

所在地　　税務署長

名　称　　殿　　官　氏　　名印

下記の滞納国税及び滞納処分費を徴収するため、下記の財産について、国税徴収法第82条第１項の規定により、交付要求をします。

滞納者	住　所					氏名又は名　称				
滞納国税等	年　度	税　目	納期限	本　税	加算税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備　考
				円	円	円	法律による金額　円	円	法律による金額　円	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
交付要求に係る財産	（名称、数量、性質及び所在）									

備　考

1　第１号書式備考１から５までは、この書式について準用する。

2　交付要求に係る強制換価手続が滞納処分以外の手続である場合には、その手続に係る事件の表示を記載することその他所要の調整を加えるものとする。

3　滞納者の不動産（換価執行決定（法第89条の２第１項に規定する換価執行決定をいう。以下同じ。）がされたものに限る。）につき滞納処分が行われた場合において、交付要求をするときは、この書式中「執行機関」とあるのは、「換価執行決定をした行政機関等」とする。

4　第二次納税義務者若しくは保証人として納付すべき国税又は法第24条第１項の規定により徴収する国税について交付要求をする場合には、必要な事項について所要の調整を加えることができる。

5　法第22条第５項の規定により交付要求をする場合には、同条第１項の規定により徴収しようとする金額、同項に規定する質権者又は抵当権者の住所及び氏名又は名称並びに同条第５項の規定により交付要求をする旨を記載することその他所要の調整を加えることができる。

6　５は、法第23条第３項において準用する法第22条第５項の規定による交付要求をする場合について準用する。

7　法第159条第９項（国税通則法第38条第４項において準用する場合を含む。）の規定により交付要求をする場合には、その旨を記載することその他所要の調整を加えることができる。